

5章 環境に配慮するための指針

1. 環境配慮指針の目的

現在および将来にわたって市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を実現するためには、市、市民や事業者の各主体が、本市における環境の現状を把握するとともに、ライフスタイルや事業活動などを見直し、適切な環境配慮を行なうことが大切です。

ここに、各主体の役割と、私たちの日常生活や事業活動などにおける環境に配慮すべき事項を主体別、地域別に示します。

2. 市・市民・事業者の役割

2.1 市の役割

市は、本計画に示されている基本理念や基本方針に基づき、市民や事業者との協働のもと、環境に配慮した施策を総合的かつ計画的に推進します。

2.2 市民の役割

市民一人ひとりが、ごみの分別や排出抑制、節電・節水など日常生活において環境に配慮し、負荷の低減に努めるとともに、本計画に基づいて実施する環境施策に協力します。

2.3 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生する公害等を防止し、産業廃棄物の適正処理・減量化および新・省エネなど環境負荷の低減に努めるとともに、本計画に基づいて実施する環境施策に協力します。

3. 地域別の環境配慮指針

本市は、東部には緑豊かな丘陵地帯、西部には市街地や田園地域などの平野部が広がり、刈谷田川が市の中心を南北に分けるように流れています。このような地形や土地利用の特徴により、本市は豊かな自然環境を有しており、多様な環境特性を形成しています。良好で快適な環境を保全、創造するためには、それぞれの地域の環境特性に応じた環境配慮指針が必要です。

このため、土地利用の現況と人為的利用の関わりを考慮して、4つのエリアに地域を類別し、エリアごとに配慮すべき指針を設定しました。

①市街地エリア ②田園・農地エリア ③里山・森林エリア ④刈谷田川エリア



3.1 市街地エリア

市街地エリアでは、住宅地、商業用地および工業用地で構成されており、観音山など特定の地域を除いては、全般的に自然度が低いエリアとなっています。

このようなことから、市街地エリアでは、生物の生息空間である緑地の保全と創出や、刈谷田川流域の水辺の環境整備をはじめ、公園や緑地の整備など快適環境に向けた整備や自家用車に依存しない交通環境の整備など、環境にやさしいまちづくりが求められます。

3.2 田園・農地エリア

市街地エリア周辺、および刈谷田川沿いに水田や農地が広がり、集落や屋敷林・社寺林、池や沼が点在し、また、歴史的な遺跡も数多く見られます。これらの地域は自然的要素と人為的要素が混在するものとなっています。

このように、田園・農地エリアでは、人と自然との恵み豊かな地域環境を維持していくことが求められます。

3.3 里山・森林エリア

本市の東部は、丘陵地（東山丘陵）となっており、里山や森林公園をはじめとする豊かな森が広がっています。また、刈谷田川とその支流の周辺には、水田や田畑が広がり、集落が点在しています。これらは市内で最も自然度が高く、多様な生物を育む重要な地域となっています。

このようなことから、これらの地域ではまとまった*樹林地を保全するとともに、刈谷田川流域の小河川や沢、大平堤などのため池や沼などの水辺も保全することが重要です。

3.4 刈谷田川エリア

刈谷田川は、里山・森林エリアをはじめ、市街地エリア、田園・農地エリアを横断するように流れ、かつては水遊びや魚釣りなど、自然とふれあえ、様々な生き物が生息する場所でした。しかし、近年では平成16年の豪雨災害復旧工事などにより、川と人とのふれあう場が失われ、自然の生態系も損なわれつつあります。

このようなことから、刈谷田川エリアでは、水辺にふれあう場を創出するとともに、より多様な生物が生息できる空間を創出することが重要です。